

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営方針

利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。利用者が可能な限り居宅での生活と同様に、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、サービス計画書に基づいたサービスの提供、生活上および療養上の世話、機能訓練を行います。事業の実施にあたっては、関係市町村をはじめ介護・福祉、医療関係機関と緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 やすらぎ福祉会 泉寿の里 特別養護老人ホーム (介護予防) 短期入所生活介護
事業者の所在地	岡山県岡山市北区三門中町1-2
代表者名	理事長 平井 尚隆
電話番号	086-214-0800
ファクシミリ番号	086-214-0333

3. 従業者の職員体制

職 種	数	職務内容	備 考
施設長	1 (1)	施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う	
配置医師(内科)	1 (1)	利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる	非常勤専従
生活相談員	1 (1)	利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整を行う	
看護職員	2 以上 (2)	利用者の日々健康状態のチェック、保健衛生上の指導、医療機関との連絡調整を行う	

管理栄養士	1 (1)	給食の献立の作成、利用者の栄養指導、食品及び衛生管理に勤め調理員の指導を行う	
介護職員	17 以上 (17)	利用者の入浴、排泄、食事等の日常生活上の介助及び援助を行う	
介護支援専門員	1 (1)	施設サービス計画の作成、他の専門機関との連絡調整を行う	兼務
機能訓練指導員	1 (1)	日常生活を営むのに必要な機能の減衰を防止する為の訓練を行う	
事務員	3 (1)	庶務、一般事務及び会計経理を行う	

* () 内は、基準数となります。

*特養 40 床とショートステイ 18 床を足した配置数です。

4. 職員の勤務体制

勤務体制	時 間	勤務体制	時 間
早 出	6 : 30 ~ 15 : 30 7 : 00 ~ 16 : 00	遅 出	10 : 30 ~ 19 : 30
日 勤	8 : 00 ~ 17 : 00 8 : 30 ~ 17 : 30	夜 勤	17 : 00 ~ 9 : 00

5. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

事業の種類		介護保険指定番号	利用定数
施 設	介護老人福祉施設	3370104741	40 名
居 宅	(介護予防)短期入所生活介護		空床利用
	(介護予防)短期入所生活介護 【従来型個室】		18 室

① 食事の提供

栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。(ただし、食費〔＝食材料費および調理費〕は保険給付対象外です。)

・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。

【食事時間】 朝食 8 : 00 ~ 昼食 12 : 00 ~ 夕食 18 : 00 ~

・毎食後、口腔ケアを実施しております。

② 入浴の提供

入浴の方法については利用者の方の状態に応じて、一般浴（手すりや階段が付いた一般浴槽で入浴して頂くもの）、介助浴（座ったままで入浴が可能な機械を使用し特殊浴槽で入浴して頂くもの）、特殊浴（寝たままで入浴が可能な特殊浴槽で入浴して頂くもの）をご用意いたしています。なお、週に2回入浴して頂けます。入浴できない方は清拭を行います。

③ 排泄の介助

トイレについては車椅子の方でも利用していただき易いように手すりや便器に工夫がされています。また、ご自分でトイレの使用が難しい方にはその状態に応じてトイレ誘導を行ったり、紙パンツなどを利用してできる限りおむつを使用しないで日常生活が過ごせるように心掛けています。どうしてもおむつを使用しなければならない方は、尿の量や皮膚の状態を考慮して布おむつや紙おむつ、尿取りパッドを併用しています。

おむつを使用する方に対しては、1日5～7回の交換を行うとともに、必要な場合は随時交換を行います。

④ 着替え等の介助

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。寝具（シーツ等）の交換は週1回と随時実施します。

⑤ 機能訓練

利用者の機能維持、日常生活動作の自立、改善を目的として、生活の一部として訓練を行っています。機能訓練指導員の指示により、個人プログラムを作成し、楽しみながら参加できるよう工夫しています。

⑥ 健康管理について

当施設では、日々の健康チェックを行なっています。

泉寿の里の配置医師は非常勤配置です。常時配置していません。このため、緊急時通報により駆けつけることが可能です。

《協力医療機関》

- | | | |
|----|---------|------------------|
| 1) | 医療機関の名称 | 西川クリニック |
| | 所在地 | 岡山県岡山市北区錦町3-14 |
| | 電話番号 | 086-221-3000 |
| 2) | 医療機関の名称 | 岡山中央病院 |
| | 所在地 | 岡山県岡山市北区伊島北町7-5 |
| | 電話番号 | 086-214-3224 |
| 3) | 医療機関の名称 | はなふさ歯科 |
| | 所在地 | 岡山県岡山市南区浦安本町73-6 |
| | 電話番号 | 0120-13-8723 |

4) 医療機関の名称 グレイスデンタルクリニック
 所在地 岡山県岡山市北区今7丁目23-20
 電話番号 086-250-8800

(2) 基本利用料金

■介護費用利用者負担分(1日分)

※単位数に10.17を乗じたものが1日の金額となり、内1割(一定以上の所得者の方は2割,又は3割)を利用料としてご負担となります。

サービス費	支援1	支援2			
従来型個室	451/日	561/日			
多床室(空床型利用)	451/日	561/日			
	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
従来型個室	603/日	672/日	745/日	815/日	884/日
多床室(空床型利用)	603/日	672/日	745/日	815/日	884/日

■加算内容

機能訓練体制加算	常勤の理学療法士や看護職員等を1名以上配置された場合	12/日
夜勤職員配置加算Ⅰ (予防は除く)	夜勤を行う介護職員・看護職員の数基準を上回る場合	13/日
サービス提供体制強化加算Ⅲ	以下のいずれかの基準を満たすこと ・介護職員の50%以上が介護福祉士の資格を保有 ・看護・介護職員の75%以上が常勤職員 ・介護職員の30%以上が勤続年数7年以上	6/日
生産性向上推進体制加算Ⅱ	入所者の安全と介護サービスの質確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を設置し、介護機器の活用等による情報を厚生労働省に提出した場合	10/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善計画を策定し、給与改善や研修の実施、職員の労働環境向上を行う場合	14.0%/月

■その他費用(個別費用)

長期利用者に対する 短期入所生活介護	連続して30日を超えて利用した場合	▲30/日
送迎加算	送迎した場合1回につき	184/回
緊急短期入所受入加算	緊急的に利用した場合(原則7日、退所困難な場合14日まで)	90/日
電気代	1件につき(円)	30/日

■居住費・食費

(円)

負担段階	従来型個室	多床室 (空床型利用)	食費
第1段階	380/日	0	300/日
第2段階	480/日	430/日	600/日
第3段階①	880/日	430/日	1,000/日
第3段階②	880/日	430/日	1,300/日
第4段階	1,850/日	840/日	1,900/日

*食費内訳(朝食450円・昼食600円・夕食600円・おやつ250円)

注1)岡山市(サービス実施地域)外から送迎費用について

サービス実施地域を越えた地点からその実費を徴収し、自動車を使用した場合の交通費

- ① 実施地域を越えて、片道概ね10キロ未満 300円
- ② 実施地域を越えて、片道概ね10キロ以上 500円
- ③ 駐車料金が必要な場合は、上記とは別途実費

(3) その他自己負担となるサービス及び利用料金

- ① 散髪は理美容師の来所により行えます。費用は実費となります。
- ② テレビ、ラジオ他 電気毛布、電気あんか、ハロゲンヒーター等の暖房器具を持ち込まれた場合には、1件につき、1日30円ご負担をおねがいします。

③ クラブ活動、行事について

利用者の趣味や活動能力に応じて種々のクラブ活動や季節の行事を行っています。ご希望があれば参加することができます。クラブ活動や行事によっては材料や嗜好品等の別途費用がかかるものもございますので実費としてお支払い頂くことがあります。

6. 利用の手続き

まずは、お電話・当施設の申込書等でお申し込みください。サービス利用開始前に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(1) キャンセル

キャンセルについては、送迎等の都合もありますので、お迎えの時間前までにご連絡ください。

(2) 利用の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(3) 支払い方法

- ・ 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護のご利用月、月末締め翌月10日頃に請求書をお渡ししますので、25日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。
- ・ お支払い方法はお振込みか郵便局口座引き落としになります。

(4) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用予約を終了する場合

実際に短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、電話等での申し出によりいつでも解約できます。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約の終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）

と認定された場合

③ その他

特別な事由があり、利用料の支払いなど事前の取り決めがある場合、事業者と関係機関等と相談・調整の上、決定する。

7. 所持品について

- (1) 私物については必ず名前を付けて頂きますようお願い致します。衣類についてはいずれも油性ペンで誰が見ても分かるように、はっきりとお書き下さい。黒い衣類や毛糸を使用した物など油性ペンで直接書きづらい物については、白い布を所定の布に縫いつけてそこにお書き下さい。くれぐれも書き忘れの無いようお願いいたします。衣類についての洗濯は施設にて行いますが、ご家族でされても構いません。ドライクリーニング等をご家族対応でお願いします。

介護用品、自助具は原則施設で用意致しますが、ご本人が使い慣れた介護用品、自助具（例えば杖、ポータブルトイレ、スプーンなど）については必要に応じてご持参下さい。

車椅子をご使用される方は泉寿の里に予備がございますが、身体のサイズに合ったものがあるとは限りませんので、希望があれば実費でご自分専用の車椅子をお作りいただける様に手配させていただきます。

※テレビ、電気あんか、電気毛布など個々に電気製品を使用する際は泉寿の里生活相談員までご相談ください。料金は別途にいただきます。（料金設定30円/日）

- (2) 貴重品に関しまして原則お預かり等を行っておりません。他者・施設とのトラブルを未然に防ぐ観点からできる限りご持参を控えていただくか、ご家族様にて管理ください。

8. 当施設ご利用の留意事項

ご 面 会

- ① 面会の際は一階事務所に面会簿が置いてありますので、面会される方、お一人おひとりの名前と来所日時をご記入下さい。
- ② 面会時間は午前8時から午後8時まででございます。
- ③ 飲み込みの悪い方、食物の量がコントロールできない方、腐敗の判断ができない方、医師から食事に対して注意を受けている方などがおられますので食べ物を持ってこられた方は必ず職員にお知らせください。

居室・設備・器具の利用

施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。

喫煙・飲酒

火災予防のため喫煙される方は居室以外の喫煙場所でございます。飲酒は、利用者の

希望のもと、主治医・家族の方等との相談の上、行事等のときお出ししますが、原則として施設内ではできませんのでご面会時などにはご持参にならないようご注意ください。

迷惑行為等

騒音等其他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。

宗教活動・政治活動

施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

動物飼育

施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

9. 相談、要望、苦情等の窓口

常勤の生活相談員に介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

【サービス相談窓口】

電話番号：086-214-0800

相談時間 毎日 8時30分～17時30分

利用者からの苦情を処理するために講じる処置

事業所または施設名	泉寿の里 特別養護老人ホーム
申請するサービス種類	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

措 置 の 概 要

- ① 利用者からの相談または苦情に対する常設の窓口担当者を設置する。苦情に対する常設の窓口として、苦情解決担当者（以下「担当者」という）を設置する。また、担当者が不在の場合、誰でもが同様の対応ができるようにする。必ず担当者に正確に引継ぎ、苦情に対する早期改善、是正措置を講じる。

苦情解決責任者：施設長（管理者）金子 訓

苦情解決担当者：相談員 草場 希実

第三者委員：評議員 横田 勉 086-223-0971

- ② 利用者等からの苦情の申し立ては、当法人所定の文書「苦情申立書」またはTEL等の口頭のみによっても受け付ける。

- ③ 苦情処理を行うための具体的処理体制と手順を以下に定める。

(ア) 担当者は、直ちに利用者側と連絡をとり、事情を聴き苦情の内容の詳細を確認し

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「泉寿の里 特別養護老人ホーム 消防計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	三門町内会に非常時の相互の応援をお願いしています。
平常時の訓練等	別途定める「泉寿の里 特別養護老人ホーム 消防計画」にのっとり、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。
消防計画等	消防署への届出日：年2回 防火管理者：草場 希実

13. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、主治医等の医療機関との連携など必要な対応をすると共に速やかにご家族、居宅介護支援事業所、市町村に連絡を行います。また再発防止のため、対応策の検討・実施等に当たっていきます。

14. 個人情報の使用に係る同意書

個人情報の収集にあたっては、利用目的を明示した上で必要な範囲の情報を収集し、利用目的を通知または公表しその範囲で利用します。その他に関しては都度同意を確認します。
(口頭確認含む)

- 一 緊急時の医療機関への情報提供（別紙①）
- 二 行政等の各種連絡調整
- 三 秘密保持契約を終結した委託先（調理・洗濯・清掃）
- 四 個人情報保護方針を遵守していないと思われる場合、及び利用者の個人情報の開示訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合にはこちら（電話：086-214-0800）までお申し出ください。合理的な期間、妥当な範囲内でこれに対応いたします。
- 五 個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。
個人情報取扱責任者：施設長（管理者） 金子 訓
苦情受付担当者：相談員 草場 希実
- 六 居室前に名札を掲示させていただきます。但し、利用者・ご家族の希望により掲示を断ることができます。

15. 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続

事業者は、(介護予防) 短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者

等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

I 要旨

- 1) 本指針は、社会福祉法人やすらぎ福祉会 泉寿の里 特別養護老人ホームにおける身体拘束廃止への取り組みについて取り扱う。
- 2) 本指針は「緊急やむを得ない場合」において実施する身体拘束廃止に向けての検討、並びに身体拘束による弊害の的確な認識、身体拘束を行わないためのサービス提供にあたって必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的とする。

II 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員ひとり一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束は医師に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めるものとする。

- 1) 介護保険指定基準の身体拘束廃止の規定
サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者当の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止している。
- 2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則
利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。
 - ① 切迫性 : 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
 - ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。※身体拘束を行う場合には、以上の三つの要素を全て満たすことが必要である。

III 身体拘束廃止に向けての基本方針

- 1) 身体拘束の原則廃止
当施設においては、原則として身体拘束およびその他の行動制限を禁止する。
- 2) やむを得ず身体拘束を行う場合
本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明、同意書を得て行う。

3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取り組むものとする。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を取る。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。

16. 虐待防止のための措置に関する事項

1 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止に関する責任者の選定
- 二 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、（介護予防）短期入所生活介護の提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

17. 成年後見制度の活用支援

事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

個人情報の利用目的

(2025年4月1日現在)

【利用期間】

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

【利用目的】

- ・介護保険における介護認定の申請及び更新・変更
- ・利用者に関わる施設サービス計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供
- ・施設サービス計画書の見直しやよりよいサービス提供を行うため、厚生労働省（LIFEシステム）へADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等、基本情報の提出
- ・医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整
- ・利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- ・利用者の利用する介護事業所内のカンファレンス
- ・行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ・その他サービス提供で必要な場合
- ・上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

【使用条件】

- ・個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- ・個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

(介護予防) 短期入所生活介護のご利用開始にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 岡山市北区三門中町 1 - 2

名 称 泉寿の里 特別養護老人ホーム

説明者 氏 名 _____ 印

本書面にて重要事項の説明および利用料の支払いに関する説明を受け、短期入所生活介護サービスを受けることに同意致します。

また、個人情報の使用・取扱（同第 1 4 項及び別紙①参照）の原則に従って、情報提供等において契約者及び家族の情報を使用することに同意致します。

令和 年 月 日

利用者（本人）

氏 名 _____ 印

保証人（利用者の家族等）

氏 名 _____ 印 （利用者との続柄： _____ ）